

パブリックコメントの主な意見の内容及び対応状況(中間案以降)

節	項目	委員	意見の概要	対応区分	回答(対応)
第1節 総論	(1)子どもの権利擁護の取組の推進	三重県教職員組合	「子どもの権利の理解を促進すること」「社会的な土壌をさらに醸成する必要性」「ためらわず通告することの周知徹底」「相談方法についてわかりやすく啓発する」など、県民への「啓発」や「周知」についての記述があるが、具体的な取り組みの記述が少ない。 例示的な記述として、住民の集会へ自治体職員が参画したり、保・幼・小等のPTAと連携した保護者や職員向けのミニ学習会をしたりする等、より積極的で具体的な周知・啓発につながるような計画となるよう加筆することをもとめます。	①反映する	「子どもの権利の理解を促進すること」の具体的な取組として、「大人も子どもも分かりやすく学べる啓発パンフレットを多言語で作成したものを活用し、子どもの権利の普及・啓発を進めるとともに、子どもが自ら必要な時に必要な情報を得られるよう、子どもに関する施策を一元化した情報提供ポータルサイトの整備」について計画の取組に追記しました。 その他、周知啓発等については、第5節(3)子ども虐待防止啓発の取組など、今後の取組を実施するにあたっての参考とさせていただきます。
第1節 総論	(2)通告の徹底や支援の仕組みづくり	三重県教職員組合	(2)通告の徹底や支援の仕組みづくりの〈現状と課題〉では、「～特に通告義務のある関係機関においては、早期発見・早期対応が必要です。」とあり、P21には、その「早期発見・早期対応」について記述がある。 しかし、「早期対応」が示す具体的内容に関わって、各関係機関が「しなければならないこと」「することが可能なこと(権限があること)」などについては、県民目線ではこの計画からは理解しにくい。通告義務のない一人では、どこまでできるのかということも含めて、県民に分かりやすく整理して具体的に明記すべき(別記、別表などにより)と考えます。	①反映する	いただいたご意見を参考に、記載内容を一部修正しました。
第4節 保護及び支援	(2)一時保護をした子ども等への支援強化	三重県教職員組合	「一時保護児童の学習支援」に関する〈具体的取組〉において、「実習先への送迎も支援」や「オンライン授業・教材を活用できるWi-Fi環境などの整備」など、幅広く学習する機会が保障されるよう環境を整備することが記述されているが、十分な人員数を確保していくという視点での記述が必要ではないだろうか。教育現場に任せっきりとならないよう、行政があらゆる面から積極的に支援することを明記すべきと考えます。	①反映する	いただいたご意見を参考に、記載内容を一部修正しました。
第5節 体制整備	(2)児童相談所職員等の専門性の向上	三重県教職員組合	「児童相談所職員等の専門性の向上」の項も同様に、計画を実施していくにあたって十分な人員数を確保していくという視点での記述がない。必要な予算を確保し、人的配置を計画的に充実させていくことが必要であることも記述すべきと考えます。	①反映する	いただいたご意見を参考に、記載内容を一部修正しました。
全体	外国につながる子どもへの支援	三重県教職員組合	外国につながる子どもたちへの対応に関する記述が、全体的に少ないのではないだろうか。虐待は許されることではないことを、文化のちがいに配慮しつつも、子ども・保護者にていねいに周知・啓発していくことが重要であることや、母国言語対応に関する支援の充実や説明会等の企画など、その具体的なとりくみについても記述すべきと考えます。	①反映する	いただいたご意見を参考に、「外国につながる子どもたちへの支援」の取組を追記しました。